

平成24年 6月11日

各 位

会社名 メルクス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 榎田 了  
(フェニックス銘柄 コード番号 7934)

## 民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社は、平成24年6月11日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に申立てを行い、同日受理されました。併せて、同日、同裁判所より弁済禁止等の保全処分及び監督命令が発令されましたので、お知らせいたします。当社関係者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけする事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 申立てに至った経緯

当社は明治44年の創業以来、皮革製造一筋に事業の展開を行い100年間の歴史の中で多くの困難を乗り越え、靴用革分野・家具用革事業・カーシート用革事業へ進出し、さらには平成16年に中国子会社佛山メルクスを設立して中国市場に進出するなどして、成長を続けて参りました。しかしながら、ここ数年間は、サブプライム問題を引き金とする為替相場の変動や、今般の長引くデフレ経済下での原皮相場高騰、同業他社との競争激化などで、当社の収益性は著しく減殺されてしまう状況が続いておりました。この厳しい現状を打開すべく、組織の合理化、経費の削減、人員調整等も実施し、また、金融機関の返済猶予のご協力も頂きながら、今後大幅な売上増が見込める中国市場での事業展開を図るべく、中国企業との合弁事業も模索して参りました。しかしながら、合弁事業の交渉も継続する最中、当社の足元の資金繰りに窮する事態に至り、自力での再建を目指すことは不可能と判断するに至り、今般、已むを得ず民事再生手続開始の申立てを東京地方裁判所に行った次第です。

#### 2. 負債総額（平成24年4月末日現在）

約27億1559万円

#### 3. 今後の見通し

当社は、再生手続開始申立及び保全命令後も、裁判所及び監督委員の監督の下、一部事業内容の見直しを行った上で、従来と変わることなく事業を継続して参ります。

(ご参考)

1 申立ての概要

(1) 申立日	平成24年6月11日
(2) 管轄裁判所	東京地方裁判所
(3) 事件番号	平成24年(再)第68号
(4) 申立代理人	東京都中央区京橋2丁目5番1号 TCMビル7階 松井経済再生法律事務所 弁護士 松井 勝ほか2名
(5) 監督委員	弁護士 笠井 直人

2 当社の概要

(1) 商号	メルクス株式会社
(2) 本店所在地	東京都墨田区東駒形三丁目5番10号
(3) 設立年月日	明治44年10月20日
(4) 代表者	榎田 了
(5) 事業の内容	各種皮革の製造及び販売
(6) 従業員	104名(パート、嘱託、契約社員、アルバイト等含む)
(7) 資本金	金28億9202万3840円
(8) 売上高	約26億850万円(第161期:平成24年3月期)
(9) 負債総額	約27億1559万円(平成24年4月末日現在)

(お問い合わせ先)

メルクス株式会社

管理本部(TEL.0265-22-2910)

以 上